

第5章 競争力維持・強化策としての規制・制度改革：重層的な戦略構築の必要性

中川 淳司

本章の政策提言

1 TPP を規制・制度改革のための戦略の中核に据えるべきである。TPP を通じて広範囲かつ高水準の規制・制度改革を達成し、将来の TPP 参加国の拡大や、他の国・地域との FTA 交渉における TPP の参照を通じて、TPP に盛り込まれた規制・制度改革を事実上のグローバル・スタンダードに発展させてゆくことを目指すべきである。

2 WTO を初めとする多国間のフォーラムを通じた規制・制度の国際的調和と国際標準化の動きで主導権を発揮してゆくことが肝要である。そのためには、日本の規制・制度体験、そして、日本の体験から多くを学んで経済成長を達成した東アジア諸国の規制・制度体験を深く考察し、理論化して、他の地域の国にも適用可能な規制・制度のモデルとして提示することが必要である。

3 1、2と並行して、日本独自での規制・制度改革、主要国との二国間協議を通じた規制・制度改革を進める、重層的な規制・制度改革の戦略を構築し、実行する必要がある。

はじめに

日本を取り巻く内外の情勢が厳しさを増している中で、日本の経済力と競争力を維持し、強化するためにはどのような方策をとるべきだろうか？ 本章は、日本の経済力と競争力を維持し、強化するためには国内の規制・制度改革が不可欠であると論じる。そして、規制・制度改革を確実に推進するためには、日本が自発的に規制・制度の見直しを進めるだけでは不十分で、規制・制度改革に関する主要国との二国間協議、経済連携協定（EPA）や環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）などの二国間および地域的な自由貿易協定を通じた規制・制度改革、個別の規制分野における多国間のフォーラムを通じた国際的な規制・制度の調和と国際標準の獲得など、多様なレベルの規制・制度改革を重層的に活用して実行する必要があると論じる。

市場の競争を促進し経済を活性化するために、適切なセーフティネットを設けつつ市場に対する政府の規制を緩和し、政府の市場介入の余地を縮小する規制・制度改革が有効であることについては、公共経済学においてコンセンサスが存在する。実際、日本を初めとする世界の主要先進国は 1980 年代初頭以来、共通して広範囲な規制・制度改革に取り組ん

できた。しかし、グローバル化が進んだ今日、規制・制度改革をめぐる国際環境は大きく変化している。各国が単独で自国の規制・制度改革を進める余地が縮小し、二国間や地域的あるいは多国間のフォーラムを重層的に活用して規制・制度を国際的に調和すること、そして、その際、自国に有利な規制・制度を国際標準¹として、そのグローバルな普及を図ることが決定的に重要となってきた。

今日、広範な規制分野で進む規制・制度の国際的調和と国際標準の確立の動きを主導しているのは米国と欧州である。² 米欧がグローバルな規制・制度の国際的調和と国際標準確立の動きを主導してきた最大の理由は、これらの国々が、グローバル化の進む今日の経済において最大最強の経済力を持ち、しかも規制・制度の国際標準ないし国際的なベストプラクティスの発信源としても他を圧倒してきたこと（ソフトパワー）に求められる。19世紀の欧州には世界各地に植民地を持つ複数の帝国が存在し、特に英国は19世紀後半から20世紀初頭にかけて圧倒的な国力を持っていた。米国は戦間期を経て第2次世界大戦後に世界経済における覇権を握り、今日に至るまで世界最大の経済大国としての地位を保っている。また、これらの国々は、世界に先駆けて規制・制度改革に着手し、その成果を国際的に発信して、規制・制度の国際的調和と国際標準の獲得に熱心に取り組んできた。特に欧州は、経済統合を進める過程で米国の経済的な覇権に対する危機感と対抗意識を強め、域内の規制・制度の調和を進めるとともに、その結果を世界的な規制・制度の調和と国際標準確立の動きに反映させるよう努めてきた。

米欧に比べると、日本は、経済力の点でも、規制・制度の国際標準ないし国際的なベストプラクティスの発信力の点でも見劣りする。今日の日本は世界第3位の経済大国であるが、第2次世界大戦の敗戦でその海外植民地をすべて失い、高度成長を遂げて経済大国の地位を占めるようになったのはようやく1970年代に入ってからのことであった。そして、その時までには、規制・制度の国際的調和と国際標準確立のための国際的なフォーラムの多くは成立しており、日本は遅れてきた参加者であった。それ以来今日に至るまで、日本の目標は、規制・制度の国際的調和と国際標準確立の動きの主導権を握ることというよりは、こうした動きに乗り遅れないこと、追いつくことに置かれてきた。

今日の世界で、日本が経済力と競争力を維持し、強化するためには、このような従来の構図から脱却し、日本が、米欧に伍してグローバルな規制の国際的調和と国際標準確立の動きにおいて主導権を発揮する必要がある。以上の問題意識から、本章は、日本が規制・制度改革のための重層的な戦略を構築して実行することが必要であることを論じ、そのための方策を探る。本章は3節から成る。1. では、日本の規制・制度改革の歴史的経緯を辿るとともに、今日の規制・制度改革はそれ以前とは国際的文脈が大きく変化しているこ

とを見る。2. では、日本の経済力と競争力を維持し、強化するために特に重要な、貿易・投資の自由化と拡大という政策課題のためにとるべき方策を体系的に論じ、それらの多くが日本や日本の投資先国、貿易相手国の規制・制度改革を伴うこと、そしてそのために、日本単独の規制・制度改革、二国間・地域的な国際協定や多国間協定を通じた規制・制度改革を重層的に展開する必要があることを明らかにする。3. では、規制・制度改革の推進力として今日の日本にとって戦略的な重要性が最も大きい環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）を通じた規制・制度改革の意義と限界を論じる。最後に、むすびで、本章の結論をまとめるとともに、今後の課題を明らかにする。

1. 規制・制度改革の歴史的経緯と国際的文脈

(1) 規制・制度改革の歴史的経緯

現在の民主党政権も、日本の経済力と競争力を維持し、強化するために規制・制度改革に取り組むことの重要性を認識している。菅政権の下で2010（平成22）年11月9日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」は、「国を開き、海外の優れた経営資源を取り込むことにより国内の成長力を高めていくと同時に、経済連携の積極的展開を可能にするとの視点に立ち、非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で……（規制制度改革に関する - 筆者注）具体的方針を決定する。」と述べる。³ 野田政権が2011（平成23）年12月24日にまとめた「日本再生の基本戦略」でも、エネルギー・環境政策の再設計、⁴ 少子高齢化等に対応したサービス産業の生産性向上と新産業・新市場の創出⁵など、複数の箇所でも規制・制度改革の推進をうたっている。そして、現在、内閣府に置かれた行政刷新会議の下に設置された規制・制度改革に関する分科会を中心に、規制・制度改革への取組みが進められている。⁶

しかし、日本は、鈴木善幸内閣の下で1981年に第2次臨時行政調査会（「第2臨調」。土光敏夫会長）が発足して以来、すでに30年の長きにわたって規制・制度改革に取り組んできた。⁷ 当初の規制・制度改革は、増税なき財政再建を目指す行財政改革の一環として、電電公社（1985年）や国鉄（1987年）の民営化など、非効率な公営事業部門の民営化を中心に進められた。⁸ その後、1995年に政府の行政改革委員会に規制緩和小委員会（宮内義彦委員長）が設置され、規制を通じた政府の市場介入を減らすための規制・制度改革（規制緩和）が広範囲にわたって検討されるようになった。規制・制度改革の推進母体は以後名称・組織を変えながら存続し、⁹ 2010年に行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会に引き継がれて現在に至っている。この間、政府の規制・制度改革への取組みの成果は3年を計画期間とする規制・制度改革の推進の計画として順次取りまとめられ、実施されて

きた。¹⁰

1980年代初頭以来の日本の規制・制度改革の歩みを振り返ると、すでに見たように、当初の改革の力点は財政再建策としての意味合いの強い公営事業の民営化に置かれていた。しかし、改革は次第に市場の競争を妨げる政府の規制の全面的な見直しと撤廃ないし引下げに向けられるようになった。規制・制度改革に関する最新の計画である「規制・制度改革に係る対処方針」（2010年6月）は、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、農業、その他の4分野について計61項目の改革項目を挙げ、その所管官庁は政府の大半の官庁に及んでいる。¹¹

（2）規制・制度改革の国際的文脈

今日の規制・制度改革に特徴的なことは、その国際的な文脈がそれ以前とは大きく変化したことである。

日本が規制・制度改革に本格的に着手した1980年代初頭においても、日本は内発的な動機に基づいて改革を独自に進めたと見るのは正確ではない。日本は諸外国、特に米国の経験を参照しながら規制・制度改革を進めてきた。¹² また、特に貿易摩擦や投資摩擦が激化する中で、1980年代後半以降、米国や欧州などから日本市場の開放を求められることが常態化し、こうした外圧に対応する形で日本の規制・制度改革が進んできたという側面もある。

外圧への対応を通じた規制・制度改革の嚆矢となったのは、1989年から1990年にかけて行われた日米構造協議である。日米の経常収支や貿易収支の不均衡をもたらしている双方の構造問題を協議し、その改善を目指す取組みとして行われたこの協議で、米国が日本に対して改善を求めた措置には、流通制度の改革、排他的取引慣行の規制、系列取引の見直しなど、日本の規制・制度の改革につながるものが含まれていた。この協議を踏まえて、日本は大規模小売店舗法の改正、独占禁止法の運用強化などの規制・制度改革を実行した。¹³ その後も、日米間では二国間協議が継続して行われ、そこでは規制・制度改革が重要なテーマとなってきた。特に、1997年からは、日米の経済協議は規制緩和、規制改革、経済調和など、規制・制度改革を前面に押し出した名称を冠して実施されるようになり、今日に至っている（規制緩和対話（1997年～2001年）、日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（2001年～2009年）、日米経済調和対話（2010年～））。日本はEUとの間でも、1994年以来、規制改革対話の名の下に、貿易や投資の自由化ないし円滑化に向けた規制・制度改革について継続的に協議を行っている。¹⁴ このように、最近までの日本の規制・制度改革の国際的文脈は、①外国、特に米欧の規制・制度改革を参照し模倣した規制・制度改革（一

方的な模倣ないし参照)、②米欧との定期的な協議を通じた規制・制度改革(二国間の外圧対応)と特徴づけることができる。¹⁵

これに対して、今日の規制・制度改革の国際的文脈は、3つの点で従来とは大きく異なっている。第1に、グローバル化の進展により、企業は国境を越えて自由に活動するようになってきた。企業は、国による規制・制度の違いを勘案して最適の立地(生産拠点や原材料・部品の調達先、市場など)を決定するようになってきている。企業が国を選ぶ時代になったのである。¹⁶ 各国の規制当局は、外国企業を国内に誘導し、内国企業を国内に留めるために、他国よりも企業に有利な規制・制度を提供する規制・制度改革に取り組むようになった(規制競争)。¹⁷ 第2に、このような規制競争が規制の過度の緩和を招く恐れ(regulatory race to the bottom)を警戒して、各国は規制・制度改革の内容やペースを多国間のフォーラムで調整し、規制・制度の国際的調和にこれまで以上に熱心に取り組むようになった。そのための重要なフォーラムとなったのがOECDである。OECDは1990年代中頃に規制改革に関する調査研究に着手した。1990年代後半には世界各国の規制改革に関する広範な調査を実施して、その結果を規制分野と主題に即した規制改革のベストプラクティスとして取りまとめ、公表した。¹⁸ さらに、1990年代末からは加盟国の規制改革についての調査と評価を実施して、順次公表している。¹⁹ OECDによる規制改革の評価はそれ自体として強制力を持つものではないが、規制改革に関する広範な調査研究に裏打ちされ、規制改革のベストプラクティスを踏まえて評価が行われるため、加盟国の規制・制度のベストプラクティスへの緩やかな収れんに向けた圧力として働く。この他にも、1990年代中頃以降、規制・制度の国際的調和を志向する多国間のフォーラムの活動が盛んになっている。中でも、1995年に発足したWTOは、原産地規則(原産地規則協定)やダンピング規制(アンチダンピング協定)など、貿易に直接関わる規制・制度の国際的調和を志向する国際協定を設けただけでなく、知的財産権(TRIPS協定)や食品衛生・安全基準(SPS協定)の国際的調和に関する国際協定を設けて、これらの分野における規制・制度の国際的調和を大きく進展させた。²⁰

今日の規制・制度改革の国際的文脈を特徴づける重要な変化の第3は、二国間または地域的な自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)を通じた規制・制度の国際的調和の動きが盛んになってきたことである。1990年代末から世界的にFTA/EPA締結の動きが加速した。この背景には、規制・制度の国際的調和のフォーラムとしてのWTOが機能不全に陥ったという事情があった。WTOの前身であるガットは主要貿易国の意向が強く反映されるクラブ型の国際機関であったが、²¹ 途上加盟国の数が増加したWTOでは、少数の主要貿易国が意思決定過程の主導権を握ることが難しくなった。2001年に開始されたドーハ

交渉が10年を経て行き詰まったことはその端的な表れである。競争や投資などの新分野をドーハ交渉のアジェンダに加えようとする主要先進国の試みが挫折に終わったこと²²も相まって、米欧を初めとする主要国は1990年代末以降、FTAやEPAを通じた規制・制度の国際的調和に通商政策の力点を移した。WTOへの通報件数を見ると、1990年には27件に過ぎなかった地域貿易協定（FTAやEPAと関税同盟）は、2012年1月15日現在で511件に上る。²³ 日本も、2002年1月にシンガポールとのEPAに署名したのを皮切りに、これまでに13のEPAを締結している。²⁴ そして、韓国、GCC（湾岸協力会議）、豪州とEPAを交渉中であり、日中韓EPAやEUとのEPA交渉の開始に向けて協議を行っている。2012年2月には、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加に向けた事前協議も開始された。

FTAやEPAは、締約国間の貿易（産品およびサービス）の自由化だけではなく、政府調達市場や投資の自由化もカバーする。そして、WTOが規律する分野だけでなくWTOの規律が及ばない分野についても、WTOを上回る高い水準での規制・制度の調和を盛り込む。例えば、貿易円滑化、知的財産権、電子商取引、投資保護、競争法・競争政策、労働、環境といった分野である。

こうして、今日では、日本の規制・制度改革を取り巻く国際的文脈は複雑化し多面的になった。従来からの①一方的な模倣ないし参照、②二国間の外圧対応を通じた規制・制度改革に加えて、③内外の企業の意向に配慮しながら、④多国間あるいは⑤二国間ないし地域的なフォーラムを通じて、規制・制度改革が重層的に進められている。

2. 貿易・投資の自由化と拡大のための規制・制度改革

今日の世界で、日本が経済力と競争力を維持し、強化するためには、いかなる規制・制度改革が必要だろうか？ 本報告書は、日本の競争力確保のために必要な政策課題として、①労働力の確保と若年雇用の改善、②貿易の自由化と国内投資の拡大、③規制の調和と国際標準の獲得、④人材の育成と活用、という4つの柱を立てて、その各々について必要な方策を明らかにすることを目指している。しかし、本章が担当する③は、それ自体として独立の政策課題というよりは、他の3つの政策課題を達成するための手段として位置付けられる。いずれの政策課題に取り組む場合も、これらの課題を達成するために政府が取り組むべき方策の多くは規制・制度改革を通じて実現されるからである。²⁵ また、これらの政策課題を達成するための方策は、しばしば相互補完的な重複関係にある。そこで、本章は、これらの政策課題のうち②の貿易の自由化と国内投資の拡大という政策課題に焦点を当てて、そのために必要な規制・制度改革を検討する。そして、これらの規制・制度改革

が他の政策課題（①や④）を達成するための方策としても有効である場合には、そのことを指摘することにする。

それでは、貿易の自由化と国内投資の拡大を進めるうえで必要な規制・制度改革とはいかなるものだろうか？ 以下では、「企業が市場を選ぶ」時代における貿易の自由化と国内投資の拡大のための方策を、市場を選ぶ企業（日本企業と海外企業）と選ばれる市場（海外市場、日本市場）の組み合わせから、①日本企業の海外展開支援、②国内企業の立地競争力の維持と強化、③海外企業の対内投資促進、の3つに分類し、それぞれについて必要な規制・制度改革の内容を検討することにする。

（1）日本企業の海外展開支援のための方策

日本企業の海外展開を支援するための方策は、大別すると①海外市場への日本企業の投資アクセスの確保、②日本企業にとっての海外の投資環境の整備、③日本企業の海外展開に伴う課税や年金問題への対応策、の3つのグループに整理できる。各グループにはどのような方策が含まれるだろうか？ それらの方策の中で、海外市場や日本の規制・制度改革を通じて実現できるものは何か？ そして、それを進めるためにはどのようなフォーラムが適切だろうか？

（a）海外市場への日本企業の投資アクセスの確保

海外市場への日本企業の投資アクセスを確保するために必要な方策としては、①海外市場における投資規制の緩和ないし撤廃と②海外の政府調達市場の開放が挙げられる。

海外市場における投資規制の緩和ないし撤廃のために最も有効な方策は、主要な投資先国と二国間投資条約（BIT）やEPAを締結し、国際協定上の義務として投資規制の緩和ないし撤廃を約束させることである。途上国や市場経済移行国が外国投資を積極的に誘致する方針をとるようになってきたことを背景に、BITの数が急速に増えている。²⁶ BITは、投資受入れ後の投資家保護に関わる規定（内国民待遇、最恵国待遇、収用および補償、受入国と投資家との紛争の仲裁による解決²⁷など）を盛り込む（投資保護協定）。最近のBITは、投資受入れ後だけでなく投資の許可段階における内国民待遇を規定することが多い。投資の許可段階での内国民待遇は当該部門における投資の自由化を意味するから、投資規制の緩和ないし撤廃に特に有効である（投資保護・自由化協定）。²⁸ 日本はこれまでに15のBITを締結しているが、そのうち2002年以降に結んだ6つのBITは投資保護・自由化協定である。²⁹ また、日本が締結したEPAの大半は、投資章で投資保護・自由化協定と同様の規定を盛り込んでいる。³⁰

GDPの10%から15%を占めるといわれる政府調達（政府機関による財またはサービス

の購入)市場は日本企業にとって有望な投資先であるが、各国は自国産業の保護などの目的で政府調達市場への外国企業の参入に様々な制限を設けていることが多い。WTOの政府調達協定は、一定額以上の政府調達市場への外国企業の参入を認めるとともに、政府調達における透明性の確保(一般競争入札制度の導入、入札情報の公開など)を通じて、締約国に政府調達市場の開放を促す。³¹ただし、WTO政府調達協定の締約国は日本の他、EU、米国など15カ国・地域に過ぎず、それ以外の国の政府調達市場への日本企業の投資アクセスのためには、二国間あるいは地域的なEPAを通じて政府調達市場の開放を求めてゆくしかない。日本は、メキシコとのEPAで、メキシコの政府調達市場の開放を約束させた。しかし、それ以外の国・地域とのEPAでは、政府調達市場の開放に対する相手国の抵抗が強く、政府調達に関する情報の交換や政府調達市場の開放について将来交渉することを規定するに留まっている。³²

政府調達市場の中でも、インフラ整備分野はアジアの新興国を中心に今後の急成長が期待される有望な分野である。この市場への日本企業の参入には、首脳外交、情報収集、政府系金融機関の融資や保証など、政府の積極的な支援が有効である。日本政府は、2010年6月に閣議決定した新成長戦略に国家プロジェクトとしてパッケージ型海外インフラ海外展開の推進を掲げ、官民連携による推進体制の構築を進めている。³³

(b) 日本企業にとっての海外の投資環境の整備

日本企業にとっての海外の投資環境の整備のために必要な方策には、投資先国における規制・制度やその運用の改善など、投資先国のビジネス環境の整備に関わる方策が含まれる。具体的には、①事業活動の基盤的な法制度(会計制度、会社法、契約法、倒産法など)の整備、②パフォーマンス要求³⁴の禁止、③投資先国の関税の引下げ、④投資先国の貿易円滑化(通関手続の簡素化・電子化、通関手続の透明性の向上など)、⑤日本人従業員の就労ビザ取得・更新手続の円滑化、⑥投資先国の基準・認証制度の国際的調和と透明性確保、⑦技術移転契約への政府介入の規制、⑧投資先国における知的財産権保護の強化(執行の強化を含む)、⑨投資先国における競争法の適正な執行(特に、投資先国の国営企業に対する規制の強化)、⑩投資先国における資金移動(利潤の国外送金など)の自由の保証、⑪投資先国との紛争の適切な解決手続(例えば、投資紛争仲裁)の保障、などが挙げられる。

日本が以上の方策を推進する最も重要な手段は、投資先国とのBITやEPA投資章にこれらの事項を盛り込み、国際協定上の義務として投資先国にその遵守を求めることである。協定によって内容に若干の相違はあるが、日本が締結したBITやEPA投資章の大半は、以上の方策の②～⑪については規定を設けて、日本企業にとっての投資先国のビジネス環境の整備を図っている。さらに、日本が締結したEPAの多くは、ビジネス環境の整備に関する

る章を置いて、相手国のビジネス環境の整備と改善に向けた協議の場（ビジネス環境の整備に関する小委員会）を設けて、日本企業各社が抱える問題、1社では提起しにくい問題、業界全体の問題などを取りまとめて提起し、解決を図るようにしている。³⁵ ①の事業活動の基盤的な法制度の整備は、投資先国の立法権に関わる課題であり、BIT や EPA 投資章でこれを扱うことは難しい。ただし、ベトナムやラオスなど、市場経済体制への移行を進める一部の投資先国に対しては、これらの国における基盤的な法制度の整備を日本が支援する活動が行われている。³⁶

⑥の投資先国の基準・認証制度の国際的調和と透明性確保のための補完的な手段として、二国間協定で締約国の工業製品の認証制度を相互承認するという方策がある（相互承認協定）。日本は、2001年にEUとの間で電気通信機器など4分野の相互承認協定を結んだのを皮切りに（2002年1月1日発効）、これまでに、米国、シンガポール、フィリピン、タイとの間で相互承認協定を結んでいる（シンガポール、フィリピン、タイとはEPAに相互承認章を設けた）。³⁷

日本企業にとっての海外の投資環境の整備のためには、多国間条約や多国間のフォーラムの活用も重要である。中でも、WTOは海外の投資環境の整備につながる多くの協定を整備している。②のパフォーマンス要求の禁止についてはTRIMs協定、⑦の技術移転契約への政府介入の規制と⑧の投資先国における知的財産権保護の強化（執行の強化を含む）についてはTRIPS協定が規定している。⑥の投資先国の基準・認証制度の国際的調和と透明性確保については、SPS協定（食品衛生・安全基準が対象）と貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定、SPS協定の対象を除く工業製品の基準・認証制度が対象）が詳細な規律を設けている。この他に、④の投資先国の貿易円滑化については、世界税関機構（WCO）の通関手続の簡素化と調和に関する改正京都規約（2006年2月3日発効）が詳細に規定している。³⁸ ⑨の投資先国における競争法の適正な執行については、米国の肝いりで2001年10月に発足した国際競争ネットワーク（International Competition Network, ICN）に競争法・競争政策を持つ世界の大半の国が加盟して、競争法・競争政策の国際的な収れんに向けて活発に活動している。³⁹

最後に、⑥の投資先国の基準・認証制度の国際的調和と透明性確保に関しては、製品の国際標準を策定するグローバルなフォーラム（国際標準化機構（ISO）や食品安全に関するコーデックス委員会など）で、日本発の標準が国際標準として採用されるよう、官民挙げて積極的に働きかけることが重要である。日本は、2006年に国際標準化戦略目標を策定して、国際標準化を戦略的に推進する体制の構築に着手した。⁴⁰

(c) 日本企業の海外展開に伴う課税や年金問題への対応

日本企業の海外展開に伴って、①海外事業の所得に対する国際的二重課税とタックス・ヘイブンや関連企業間の取引における移転価格等を利用した国際的租税回避、②長期にわたり海外に駐在する従業員の年金の二重加入や日本および駐在国の年金受給資格としての加入年数の不足、といった問題が発生する。これらに対しては、日本と進出先国の間で国際協定を結んで対処策を講じる必要がある。

各国は二国間の租税条約を結んで国際的二重課税や国際的租税回避に対処している。租税条約は、国際的二重課税の発生防止のために、外国税額控除や国外所得控除により企業の本拠地所在国の課税権を限定したり、源泉地国（所得が生ずる国）が課税できる所得の範囲を限定する（海外支店等の活動により得た事業所得のみに課税し、投資所得（配当、利子、使用料）については税率の上限を設定する）などの方策を講じる。また、国際的租税回避を取り締まるために、締約国の税務当局間で納税者情報（銀行機密を含む）を交換することを取り決めたり、締約国の移転価格税制（移転価格ではなく適正取引価格に基づいて課税する）を調整するなどの方策を講じる。日本は、2011年10月末現在で52の租税条約を結んでいる。⁴¹

企業の海外展開に伴う年金問題に対しては、各国は二国間の社会保障協定を結んで対処している。社会保障協定は、相手国への派遣期間が一定期間を超えない場合は派遣先国の年金制度への加入を免除することを取り決めて年金保険料の二重負担を防止し、本国と派遣先国での年金加入期間を通算して、いずれの国でも加入年数に応じた年金を受給できるようにして、加入年数の不足に対する手当を講じる。日本はこれまでに米国や韓国など15カ国と社会保障協定を締結しており、中国や豪州など8カ国と協定の締結交渉を行っている。⁴²

表5-1は、以上見てきた日本企業の海外展開支援のための方策とそれを実行する手段をまとめたものである。

表 5-1 日本企業の海外展開支援のための方策とそれを実行する手段

目標	方策	国内措置*1	二国間協定	多国間協定
アクセス投資確保	投資規制の緩和・撤廃	×	BIT、EPA 投資章	WTO (GATS)
	政府調達市場の自由化	×	EPA 政府調達章	WTO (GPA)
	パッケージ型インフラの海外展開	○*2	原子力協定	×
投資環境の整備	事業活動の基盤的法制度整備	×	法制度整備支援	×
	パフォーマンス要求の禁止	×	BIT、EPA 投資章	WTO (TRIMs)
	投資先国の関税の引下げ	×	EPA 譲許表	WTO 譲許表
	投資先国の貿易円滑化	×	EPA 貿易円滑化章	WTO、WCO 改正京都規約
	日本人従業員のビザ取得・更新の円滑化	×	EPA 投資章、サービス貿易章	×
	投資先国の基準・認証制度の調和・透明性確保	○*3	EPA、相互承認協定	WTO (TBT/SPS)
	技術移転契約への政府介入の規制	×	EPA 知財章	WTO (TRIPS)
	投資先国における知的財産権保護の強化	×	EPA 知財章	WTO (TRIPS)
	投資先国における競争法の適正な執行	×	EPA 競争章	ICN
	投資先国における資金の自由な移動の保証	×	EPA 投資章	×
	投資先国との紛争の適切な解決手続	×	BIT、EPA 投資章	×
	投資先国のビジネス環境整備	×	EPA ビジネス環境整備章	×
課税・年金	海外所得への国際的二重課税の防止と国際的租税回避への対処	○*4	租税条約	×
	年金の二重加入や加入年数不足への対処	○*5	社会保障協定	×

*1 日本が国内でとるべき措置を指し、投資先国が国内でとるべき措置を含まない。

*2 パッケージ型インフラ海外展開のための戦略。

*3 国際標準化戦略目標。

*4 租税条約に対応した国内税法上の措置。

*5 社会保障協定に対応した国内措置。

(出典：筆者作成)

表 5-1 の中で、ゴシック体で表記した項目は投資先国の規制・制度改革を、斜体で表記した項目は日本の規制・制度改革を伴うものである。ゴシックの斜体で表記した投資先国の基準・認証制度の調和・透明性確保は、投資先国と日本双方の規制・制度改革を伴うものである。

(2) 国内企業の立地競争力の維持と強化のための方策

日本の国内に留まる企業の立地競争力の維持と強化は、日本の産業基盤の空洞化を抑えて国内雇用を確保する上で必要な方策である。このために必要な方策は、①貿易の自由化と円滑化、②輸出先国の規制・制度の整備、③国内企業にとって国際競争上不利な規制・制度環境の改善、④国内の事業環境整備、の4つのグループに整理できる。以下、(1)と同様に、各グループに含まれる具体的な方策の内容と、それを実現するための手段を整理し、それらの中で日本や貿易相手国の規制・制度改革を通じて実現できるものは何かを明らかにする。

(a) 貿易の自由化と円滑化

貿易自由化（関税の削減）は日本自身と輸出先国の双方について必要な方策である。日本の輸入関税を削減することは、国内企業の輸入原材料や資本財の調達コストを引き下げる。輸出先国の関税削減は国内企業の輸出価格を引き下げる。両者が相まって国内企業の輸出競争力が高められる。同様に、日本と貿易相手国（輸入元と輸出先）の貿易円滑化も、国内企業の輸出競争力を高める効果が期待できる。

日本が貿易自由化を推進するための手段としては、WTOを通じた関税削減とEPAを通じた関税削減が挙げられる。WTOで加盟国が約束した関税削減はWTOの全加盟国⁴³に最恵国ベースで適用され、加盟国の国内企業の輸出競争力の向上に大きく資する。EPAは締約国間で実質的にすべての貿易の自由化（ゼロ関税）を約束する。WTOで約束した関税率（譲許税率）を上回る貿易自由化が達成される。

(1)(b)で見たように、貿易円滑化については、世界税関機構(WCO)の通関手続の簡素化と調和に関する改正京都規約(2006年2月3日発効)が詳細に規定している。さらに、EPAの貿易円滑化章で改正京都規約を上回る水準の貿易円滑化について合意することができる。

(b) 輸出先国の規制・制度の整備

輸出先国の関税削減と貿易円滑化に加えて、輸出先国の規制・制度の整備を通じて、国内企業の輸出競争力を高めることができる。そのための方策としては、①輸出先国の貿易救済措置（アンチダンピング、補助金相殺関税、セーフガード措置）に対する規律の強化、②輸出先国の基準・認証制度の調和と透明性確保、③日本発技術の国際標準化、④輸出先国における知的財産権保護の強化が挙げられる。

自国の国内産業保護の目的で、日本の輸出先国が貿易救済措置を濫用し、日本からの輸出を不当に制限ないし排除することがある。特に、米国は、日本の鉄鋼その他の工業製品に対してアンチダンピング措置を発動し、過去30年にわたり日本からの輸入を事実上阻止

してきた。こうした貿易救済措置の濫用はアンチダンピング協定を初めとする WTO の規律に違反する可能性が高いため、WTO の紛争解決手続に申し立てて当該措置の撤廃を勝ち取る方策が有効である。日本はこれまでに WTO の紛争解決手続に 14 件の申し立てを行ったが、そのうち 6 件が米国のアンチダンピングに関する法令や措置に関する申し立てであり、その大半で勝訴している。⁴⁴

輸出先国の基準・認証制度が国内企業の輸出品に対する貿易障壁として作用することを避けるため、WTO の TBT 協定と SPS 協定は基準・認証制度の国際的調和と透明性確保に関する詳細な規律を設けている。これらの規律はアンチダンピング協定と同じく WTO の紛争解決手続を通じてその履行が確保される。さらに、EPA で TBT 協定と SPS 協定を補完する規律を設けるとともに、相互承認協定で認証制度の相互承認を導入することが有効である。

同様に、輸出先国の知的財産権保護の強化のためには、WTO の TRIPS 協定を活用するとともに、EPA の知的財産権章で TRIPS 協定を上回る知的財産権保護の水準（TRIPS プラス）を規定するという方策が有効である。

日本発技術の国際標準化については、以上とは異なる手段を講じる必要がある。すなわち、(1) (b)で見たように、製品の国際標準を策定するグローバルなフォーラム（国際標準化機構（ISO）や食品安全に関するコーデックス委員会など）で、日本発の標準が国際標準として採用されるよう、官民挙げて積極的に働きかけるという手段である。国内企業が開発し保有する日本発技術が国際標準として採用されれば、当該企業は国内向けと海外向けに同じ技術を用いた製品を投入することで規模の経済を享受できる。また、海外企業への当該技術のライセンス供与による追加的な収入も期待できる。

(c) 国内企業の競争上不利な海外の規制・制度環境の改善

国内企業が海外企業と海外市場や国内市場で競争する上で、規制・制度環境の違いのために不利な立場に置かれることがある。日本に比べて外国の環境基準や労働基準が低水準である場合、あるいは環境法令や労働法令の執行が十分に行われていない場合、当該国の企業は日本企業よりも低い環境基準や労働基準の遵守コストを負担することで、日本企業よりも有利な競争力を持つことになる。これを是正するためには、当該国の環境基準や労働基準、あるいはそれらの執行の水準を引き上げさせ、環境基準や労働基準の遵守コストを平準化させる必要がある。米国が締結する FTA は通常、環境章と労働章を設けて、締約国間で環境基準や労働基準の遵守コストを平準化させる規律（締約国の環境法制の確実な執行の義務付け、国際的に承認された労働基準の遵守の義務付けなど）を設けている。日本の EPA にはこのような規定は置かれていないが、将来の EPA にはこのような規定の導

入を検討すべきである。

(d) 国内の事業環境整備

日本国内の規制・制度環境が国内企業の競争上の不利をもたらしている場合がある。これらの改善により、国内企業の競争上の不利を解消すべきである。具体的には、①国内の知的財産権保護の強化、②公企業に対する独禁法の規制強化、③外国人労働者の受入れ、④雇用・労働法制の見直し、⑤法人税率の国際水準程度への引下げ、といった方策が挙げられる。

日本国内の知的財産権保護の強化は、先端技術を持つ企業やコンテンツ産業の収益確保のために重要である。日本は、2002年4月に内閣総理大臣が主催する知的財産戦略会議を発足させ、同年7月に包括的な知的財産戦略大綱を公表した。⁴⁵ 大綱は、大学等における知的財産創造の推進、企業等における知的財産創造の促進、特許審査・審判の迅速化、知財高裁の創設、新分野における知的財産の保護（ポストゲノム研究成果、再生医療・遺伝子治療関連技術、ネットワーク上の著作権の保護強化）など、国内産業の国際競争力の強化につながる体系的な方策をうたい、その内容は順次実施に移されている。なお、大綱は日本が独自に立案して実施するものであるが、その内容の多くは海外のベストプラクティスの参照ないし模倣、TRIPS 協定や EPA 知的財産章による TRIPS プラスなどの手段を通じた知的財産保護の国際的調和として実施される。

公企業に対する独禁法の規制強化としては、民営化後のゆうちょ銀行やかんぽ生命保険に対する優遇措置（ペイオフ限度額の優遇、郵便局での金融商品の販売が独占的に認められていることなど）の是正が挙げられる。これは米国を初めとする海外の金融機関から強い要望が出されている項目であるが、こうした優遇措置の是正は日本の国内金融機関にとっても競争条件の改善につながる。

外国人労働者の受入れ促進は、本報告書が扱う政策課題である労働力の確保にとっても有効な方策である。厚生労働省が2008年2月に公表した雇用政策基本方針は、国際競争力強化を図る観点から、①専門的・技術的分野の外国人の国内就業の推進、②留学生の国内就職支援、③外国人労働者の就業環境の改善という方策を打ち出している。⁴⁶ 専門的・技術的分野の外国人の国内就業を推進するための方策として、タイやインドネシア、フィリピン、ベトナムとの EPA で看護師や介護士などの受入れを認めているが、日本の国家試験制度などが事実上の障壁となって受入れは伸び悩んでいる。受入れ促進のための方策を講じる必要がある。日本の入管法制は外国人の単純労働者の入国・滞在を認めていないが、外国人研修・技能実習制度の下で研修生が低賃金労働者として扱われている実態が一部にはあるとされる。⁴⁷ 関係政府機関による監視や研修実施機関である国際研修協力機構

(JITCO) による指導・啓発活動を通じて、制度の適正な運用が行われるよう確保してゆく必要がある。⁴⁸

雇用・労働法制の見直しによる高齢者雇用の拡大や若年雇用の改善は、人口減少が続く日本の国内企業が必要な労働力を確保するために求められる方策である。

日本の法人税率は世界の主要国に比べて高く、そのことが日本企業の事業コストを割高にしている。日本の法人税率を世界の主要国並みに引き下げるとは、国内企業の競争上の不利の解消につながるだろう。⁴⁹

表 5-2 は、以上見てきた国内企業の立地競争力の維持と強化のための方策とそれを実行する手段をまとめたものである。

表 5-2 国内企業の立地競争力の維持と強化のための方策とそれを実行する手段

目標	方策	国内措置	二国間協定	多国間協定
貿易自由化・円滑化	関税削減 (日本)	○	EPA 譲許表	WTO 譲許表
	関税削減 (輸出先)	×	EPA 譲許表	WTO 譲許表
	貿易円滑化 (日本)	○	EPA 貿易円滑化章	WTO、WCO 改正京都規約
	貿易円滑化 (貿易相手国)	×	EPA 貿易円滑化章	WTO、WCO 改正京都規約
規制・制度の整備	輸出先国の貿易救済措置に対する規律の強化	×	EPA 貿易救済章	WTO 紛争解決
	輸出先国の基準・認証制度の調和と透明性確保	×	EPA、相互承認協定	WTO (TBT/SPS)
	日本発技術の国際標準化	*1	×	ISO 等
	輸出先国の知的財産権保護の強化	×	EPA 知財章	WTO (TRIPS)
規制・制度の改善	海外の環境基準とその執行の強化	×	EPA 環境章	×
	海外の労働基準とその執行の強化	×	EPA 労働章	×
事業環境整備 国内の	国内の知的財産権保護の強化	*2	EPA 知財章	WTO (TRIPS)
	公企業に対する独禁法の規制強化	*3	EPA 競争章	×
	外国人労働者の受入れ	○	EPA サービス章	×
	雇用・労働法制の見直し	○	×	×
	法人税率の国際水準程度への引下げ	○	×	×

*1 国際標準化戦略目標。

*2 知的財産戦略大綱。

*3 ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険に対する優遇措置の見直し。

(出典：筆者作成)

表 5-2 の中で、ゴシック体で表記した項目は貿易相手国の規制・制度改革を、斜体で表

記した項目は日本の規制・制度改革を伴うものである。ゴシックの斜体で表記した輸出先国の基準・認証制度の調和・透明性確保は、輸出先国と日本双方の規制・制度改革を伴うものである。

(3) 海外企業の対内投資促進のための方策

優れた技術力やノウハウを持つ海外企業の対日直接投資を促進することは、日本の競争力を維持し、拡大する上で有効であるとともに、雇用の確保と拡大にも資する。日本は1994年7月に内閣総理大臣を議長とする対日投資会議を発足させて以来、海外企業の対日投資促進のための包括的な国家戦略の策定と実施を進めてきた。野田政権の下で2011年11月に発足したアジア拠点化・対日投資促進会議が同年12月にまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」は、そのための重点施策を体系的に提示している。⁵⁰ ここでは、海外企業の対日投資を促進するための方策を、①海外企業の対日投資アクセス確保、②海外企業の日本における事業環境の整備、③対日投資に伴う課税および年金問題への対処、の3グループに整理する。以下、各グループに含まれる具体的な方策の内容と、それを実現するための手段を整理し、それらの中で日本や貿易相手国の規制・制度改革を通じて実現できるものは何かを明らかにする。

(a) 海外企業の対日投資アクセス確保

海外企業の対日投資アクセス確保のための方策としては、①対日投資規制の緩和・撤廃、②政府調達市場の自由化の2つが挙げられる。

1980年、1998年の外為法（昭和24年法律228号）の改正およびその後の改正により、対内直接投資規制の緩和・撤廃は相当進んできている。現行の外為法は、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障をきたす恐れのある直接投資、または、日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる直接投資について、事前届出の審査により受入れの可否を決定するとしているが（27条）、⁵¹ それ以外の投資について事前届出は不要であり、個別の業法などで外資の参入を制限したり条件が付されるもの⁵²を除いて、海外企業の対日アクセスは原則として保障されている。

日本の政府調達市場も、海外企業に対して広く開放されている。日本はWTO政府調達協定の付表（2011年12月の改正後⁵³）で、すべての中央政府機関の製品およびサービスについて、基準額10万SDR（1500万円）以上の調達を協定締約国の企業に開放し、都道府県と政令指定都市、独立行政法人の多くについても、一定の基準額以上の調度を開放している。さらに、WTO政府調達協定の非加盟国とのEPAで政府調達市場をこれらの締約国の企業にも開放している。さらに、WTO政府調達協定上の義務に加えて、日米交渉も踏ま

えて、各種の物品やスーパーコンピューター、コンピューター製品、非研究開発衛星、電気通信機器、医療機器、建設サービスなどの分野の政府調達については、より踏み込んだ市場開放を自主的な措置として実施している。また、内閣府に政府調達苦情検討委員会を置いて、政府調達に関する海外企業の苦情に対応している。⁵⁴

(b) 海外企業の日本における事業環境の整備

海外企業の日本における事業環境の整備のための方策は、(2) で見た国内企業の立地競争力の維持と強化のための方策と重複するものが多い。国内企業であると海外企業であるかを問わず、国内に立地する企業が国内市場や海外市場で海外企業に伍して競争力を発揮できる事業環境を整えることが目指されるからである。したがって、表 5-2 に挙げた方策の多くは海外企業の日本における事業環境の整備にとっても有効である。その他に、特区制度を活用して、優れた技術力やノウハウを持つ海外企業に規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置を提供する方策が考えられる。先に触れた 2011 年 12 月の「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」は、海外企業の対内投資促進策の 1 つとして、特区制度の活用を挙げている。⁵⁵

(c) 対日投資に伴う課税および年金問題への対処

海外企業が日本で事業活動に従事する場合、日本企業が海外で事業活動に従事する場合と同様に、①日本国内での事業所得に対する国際的二重課税とタックス・ヘイブンや関連企業間の取引における移転価格等を利用した国際的租税回避、②長期にわたり日本に駐在する外国人従業員の年金の二重加入や日本および本国の年金受給資格としての加入年数の不足、といった問題が発生する。これに対処するための方策は、(1) (c) で挙げた方策と共通する。

以上の海外企業の対日投資促進のための方策とそれを実行する手段をまとめると、表 5-3 の通りである。

表 5-3 海外企業の対日投資促進のための方策とそれを実行する手段

目標	方策	国内措置	二国間協定	多国間協定
セ投資 ス 確 ア 保 ク	投資規制の緩和・撤廃	○	BIT、EPA 投資章	WTO(GATS)
	政府調達市場の自由化	○	EPA 政府調達章	WTO(GPA)
投資環境の整備	特区を活用した海外企業の誘致	○*1	×	×
	パフォーマンス要求の禁止	○	BIT、EPA 投資章	WTO(TRIMs)
	関税削減(日本)	○	EPA 譲許表	WTO 譲許表
	関税削減(貿易相手国)	×	EPA 譲許表	WTO 譲許表
	貿易円滑化(日本)	○	EPA 貿易円滑化章	WTO、WCO 改正京都規約
	貿易円滑化(貿易相手国)	×	EPA 貿易円滑化章	WTO、WCO 改正京都規約
	従業員のビザ取得・更新の円滑化	○	EPA 投資章、サービス貿易章	×
	外国人労働者の受入れ	○	EPA サービス章	×
	雇用・労働法制の見直し	○	×	×
	日本の基準・認証制度の調和・透明性確保	○	EPA、相互承認協定	WTO (TBT/SPS)
	技術移転契約への政府介入の規制	○	EPA 知財章	WTO(TRIPS)
	知的財産権保護の強化(日本)	○	EPA 知財章	WTO(TRIPS)
	公企業に対する独禁法の規制強化	○	EPA 競争章	ICN
	投資紛争の適切な解決手続	○	BIT、EPA 投資章	×
	法人税率の国際水準程度への引下げ	○	×	×
ビジネス環境整備	○*2	EPA ビジネス環境整備章	×	
課税・年金	海外所得への国際的二重課税の防止と国際的租税回避への対処	○	租税条約	×
	年金の二重加入や加入年数不足への対処	○	社会保障協定	×

*1 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」が挙げる特区制度（国際戦略総合特区、地域活性化総合特区、復興特区）。

*2 ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター。⁵⁶
（出典：筆者作成）

表 5-3 の中で、斜体で表記した項目は日本の規制・制度改革を、ゴシック体で表記した項目は貿易相手国の規制・制度改革を伴うものである。ゴシックの斜体で表記した日本の基準・認証制度の調和・透明性確保は、日本と貿易相手国双方の規制・制度改革を伴うものである。

（４）貿易・投資の自由化と拡大のための規制・制度改革：小括

以上、日本が貿易・投資を自由化し拡大するための方策を、（１）日本企業の海外展開支援、（２）国内企業の立地競争力の維持と強化、（３）海外企業の対内投資促進、の３つに分類し、それぞれについて必要な規制・制度改革の内容を見てきた。以上から明らかになったのは、これら３群の政策課題を達成するための規制・制度改革の内容がきわめて似通っており、多くの重複が見られることである（（１）≒（２）≒（３））。

しかし、これは、ある意味で当然のことである。企業が国を選ぶ時代の今日、日本企業が快適に事業活動を展開できる環境（日本国内および海外）は外国企業にとっても快適に事業活動を展開できる環境（日本国内）であるからである。したがって、規制・制度改革を通じて、国内外の事業環境を等しく改善することが望ましいということになる。日本国内の規制・制度改革と同時に日本企業の進出先や貿易相手国の規制・制度改革を同時に進めるための重層的な戦略を構築することが必要なゆえんである。

最後に、本節での分析を総括して、日本が貿易・投資を自由化し拡大するために必要な規制・制度改革の内容を整理しておく。

規制・制度改革は広範囲な概念であって、そこには様々な性格の規制・制度改革が含まれる。ここでは、規制・制度改革をその内容と性格に着目して、①規制の緩和・撤廃、②規制および執行の強化、③規制の国際的調和、④規制管轄権の調整、⑤規制の透明性確保、の５つのグループに分類する。これに基づいて、日本が貿易・投資を自由化し拡大するために必要な規制・制度改革を分類・整理すると表 5-4 の通りである。

表5-4 貿易・投資の自由化と拡大のための規制・制度改革

類型	具体的な方策	対象国		政策課題
		日本	海外	
規制緩和・撤廃	投資規制の緩和・撤廃 (海外)	×	○	(1)(a)
	投資規制の緩和・撤廃 (日本)	○	×	(3)(a)
	政府調達市場自由化 (海外)	×	○	(1)(a)
	政府調達市場自由化 (日本)	○	×	(3)(a)
	特区を活用した海外企業誘致(日本)	○	×	(3)(a)
	関税削減 (海外)	×	○	(1)(b)、(2)(a)、(3)(b)
	関税削減 (日本)	○	×	(2)(a)、(3)(b)
	貿易円滑化 (海外)	×	○	(1)(b)、(2)(a)、(3)(b)
	貿易円滑化 (日本)	○	×	(2)(a)、(3)(b)
	パフォーマンス要求の禁止(海外)	×	○	(1)(b)
	パフォーマンス要求の禁止(日本)	○	×	(3)(b)
	ビザ取得・更新手続の円滑化(海外)	×	○	(1)(b)
	ビザ取得・更新手続の円滑化(日本)	○	×	(3)(b)
	資金移動の自由の保証(海外)	×	○	(1)(b)
	技術移転契約への政府介入の規制(海外)	×	○	(1)(b)
	技術移転契約への政府介入の規制(日本)	○	×	(3)(b)
外国人労働者の受入れ(日本)	○	×	(2)(d)、(3)(b)	
雇用・労働法制の見直し(日本)	○	×	(2)(d)、(3)(b)	
規制・執行強化	知的財産権保護の強化(海外)	×	○	(1)(b)、(2)(b)
	知的財産権保護の強化(日本)	○	×	(2)(d)、(3)(b)
	環境基準・執行の強化(海外)	×	○	(2)(c)
	労働基準・執行の強化(海外)	×	○	(2)(c)
	公企業への競争法の適用(海外)	×	○	(1)(b)
	公企業への競争法の適用(日本)	○	×	(2)(d)、(3)(b)
	貿易救済措置の規制強化(海外)	×	○	(2)(a)
規制調和	貿易円滑化(海外)	×	○	(1)(b)、(2)(a)、(3)(b)
	貿易円滑化(日本)	○	×	(2)(a)、(3)(b)
	基準・認証制度(海外)	×	○	(1)(b)、(2)(b)
	基準・認証制度(日本)	○	×	(1)(b)、(2)(b)、(3)(b)
	日本発技術の国際標準化	○	○	(2)(b)
	知的財産権保護(海外)	×	○	(1)(b)、(2)(b)
	知的財産権保護(日本)	○	×	(2)(d)、(3)(b)
	労働基準(海外)	×	○	(2)(c)
	公企業への競争法の適用(海外)	×	○	(1)(b)
	公企業への競争法の適用(日本)	○	×	(2)(d)、(3)(b)
法人税率の国際水準への引下げ(日本)	○	×	(2)(d)、(3)(b)	

類型	具体的な方策	対象国		政策課題
		日本	海外	
規制管轄調整	国際的二重課税・国際的租税回避対応(海外)	×	○	(1)(c)、(3)(c)
	<i>国際的二重課税・国際的租税回避対応(日本)</i>	○	×	(1)(c)、(3)(c)
	年金問題への対処(海外)	×	○	(1)(c)、(3)(c)
	<i>年金問題への対処(日本)</i>	○	×	(1)(c)、(3)(c)
透明規制の保	ビジネス環境の整備(海外)	×	○	(1)(b)
	<i>ビジネス環境の整備(日本)</i>	○	×	(3)(b)
	投資紛争の適切な解決手続(海外)	×	○	(1)(b)
	<i>投資紛争の適切な解決手続(日本)</i>	○	×	(3)(b)

斜体で表記した項目は日本の規制・制度改革を、ゴシック体で表記した項目は海外の規制・制度改革を指す。ゴシックの斜体で表記した項目は日本と海外の規制・制度改革を指す。

(出典：筆者作成)

3. TPP と規制・制度改革

(1) EPA を通じた規制・制度改革の戦略的重要性

EPA は貿易自由化だけでなく投資の自由化・投資保護をも射程に入れ、広範囲の規制制度改革について規律を設ける。日本が貿易・投資の自由化と拡大のために日本と相手国の規制・制度改革を並行して進める手段として重要である。多国間のフォーラムとしては WTO が重要であるが、ドーハ交渉の行き詰まりが示すように、規制・制度改革のフォーラムとしての有効性に陰りが見られる。当分の間は、二国間ないし地域的な EPA を通じた規制・制度改革のネットワークを拡大してゆくという戦略が有効である。ただし、EPA を通じた規制・制度改革にも限界がある。1 つには、個別の協定の積み重ねを通じて規制・制度改革を進めるため、時間と労力がかかる。また、協定ごとに異なる規律が設けられ、規制・制度改革、特に規制・制度の調和に逆行する帰結が生じる恐れがある (spaghetti bowl ないし noodle bowl)。さらに、そもそも EPA がカバーしない分野の規制・制度改革にとっては役に立たない。

本節は、規制・制度改革の推進力として今日の日本にとって戦略的な重要性が最も大きい環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) を通じた規制・制度改革とその限界を検討する。規制・制度改革の推進力としての TPP の戦略的重要性は、何よりも、TPP が広範囲の規制・制度を対象に高水準の規制・制度改革を志向する FTA であることに存する。TPP は、2. で見た貿易・投資の自由化と拡大のための規制・制度改革の大半をカバーする。しかも、TPP は開かれた FTA であり、将来はアジア・太平洋の全域をカバーすることを目指している。さらには、TPP 加盟国がアジア・太平洋以外の地域の国々と締結する FTA のネットワークの拡大を通じて、TPP に盛り込まれた規制・制度改革の内容が事実上のグローバル・

スタンダードとして普及することも期待できる（TPPによるWTOの代替の可能性）。

以上の意味で、日本がTPP交渉に参加し、広範囲の規制・制度に関する高水準の規制・制度改革の規律に参画すること、そしてそこに日本にとっても有利な内容を盛り込んでいくことは、日本の経済力と競争力を維持し、強化するためにはきわめて重要である。日本のTPP交渉参加をめぐるのは、農業団体や医師会を中心に国内に強い反対があり、特に農産物貿易の自由化の是非、サービス市場開放の是非をめぐる賛否が議論されている。しかし、TPPがもたらすであろう規制・制度改革の意義については議論されることが少ない。以下では、TPPが貿易・投資の自由化と拡大のための規制・制度改革に及ぼす影響に焦点を当てて、TPPの意義と限界を論じることとする。ただし、交渉中のTPPがどのような内容をカバーしており、それが規制・制度改革にどのような影響を及ぼすかについては、別稿で詳細に検討を行っているので、⁵⁷ここでは、TPPが日本と他の締約国の規制・制度改革に及ぼす影響と限界について、その概要を簡潔にまとめることとする。

（2）TPPの規制・制度改革への影響

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの中には、首席交渉官会議のように特定の分野を扱わないものや、製品の市場アクセスやサービスのように、複数の作業部会が分野としては1つに括られるものも含まれている。これらを整理すると、TPPの交渉分野は以下の18となる。⁵⁸

①産品市場アクセス（農業、繊維・衣料品、工業）、②原産地規則、③貿易円滑化、④SPS、⑤TBT、⑥貿易救済措置、⑦政府調達、⑧知的財産権、⑨競争政策、⑩サービス（越境サービス、商用関係者の移動、金融サービス、電気通信サービス）、⑪電子商取引、⑫投資、⑬環境、⑭労働、⑮制度的事項、⑯紛争解決、⑰協力、⑱分野横断的事項（規制・制度間整合、中小企業のTPP活用促進、競争力の向上、協定の随時更新、開発など）

2. の表5-1から表5-4と比較対照すると、以上のTPPの交渉分野が日本の貿易・投資の自由化と拡大のための規制・制度改革の大半をカバーすることがわかる。ただし、TPPが規律する事項の中には、締約国がWTOや過去のFTA、BITなどですでに義務を負っており、TPPによる規制・制度への影響が軽微なものも数多く含まれている。そこで、以下では、(a)締約国がWTOやFTA/EPA、BITなどで義務を負っておらず、締約国の規制・制度への影響が大きい項目、(b)締約国がWTOやFTA/EPA、BITなどで義務を負っていないが、締約国の規制・制度への影響が軽微な項目、(c)締約国がWTOやFTA/EPA、BITなどですでに義務を負っているが、締約国の規制・制度への影響が大きい項目、(d)締約国がWTOやFTA/EPA、BITなどですでに義務を負っており、締約国の規制・制度への影響が軽

微な項目、の4グループに分けて、日本と他の交渉参加国の規制・制度へのTPPの影響を整理する。

(a) 締約国がWTOやFTA/EPA、BITなどで義務を負っておらず、締約国の規制・制度への影響が大きい項目

このグループの項目で、日本の規制・制度への影響が大きいのは、②原産地規則、⑪電子商取引、⑮制度的事項と⑱分野横断的事項、である。原産地規則は、TPPの特恵税率が適用されるTPP締約国産品の原産地を決定するための規則を指し、産品の関税分類に従って膨大な規則が策定される。中でも、米国の国内繊維・衣料産業保護の意味合いが強い yarn forward ルール⁵⁹に対しては、域外産の原資を使用するTPP締約国の繊維・衣料産業からの反発が強い。電子商取引については、WTOやOECD、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、APECなどの多国間のフォーラムで国際規律に向けた検討が行われているほか、米国や豪州が締結するFTAで電子商取引の自由化を保証する規定が設けられるようになっているが、国際ルールの形成はあまり進んでいない。⁶⁰ TPPには米国や豪州が過去のFTAで採用してきた規定(電子商取引に対する関税不賦課、デジタル製品に対する最恵国待遇と内国民待遇、電子認証と電子証明の有効性、オンライン消費者保護など)が盛り込まれる可能性がある。制度的事項としては、TPP締約国の関係省庁の代表が毎年定期的に会合して協定の履行状況の確認と内容の見直しを協議する仕組み(自由貿易委員会)が設けられる見込みである。環境の変化に応じて内容を柔軟に見直し、発展させてゆくという意味で、TPPは生きた協定(living agreement)であると言われることがある。⁶¹ 分野横断的事項の中で、特に規制・制度間整合(regulatory coherence)は、米国が1993年以来採用している、連邦政府が策定し執行するすべての規制案および現行規制について、連邦規制の総体におけるその整合性と妥当性を行政管理予算局(Office of Management and Budget, OMB)の情報・規制問題局(Office of Information and Regulatory Affairs, OIRA)が審査する手続をTPP加盟国全体に適用することを目指しており、⁶² これが導入された場合には、日本の規制・制度への影響がきわめて大きいだろう。

このグループの項目が他の締約国の規制・制度に及ぼす影響も、日本への影響とほぼパラレルにとらえることができる。特に、分野横断的事項に含まれる規制・制度間整合については、米国類似の制度をすでに導入している豪州⁶³など一部の国を除き、締約国の規制・制度への影響がきわめて大きいだろう。

(b) 締約国がWTOやFTA/EPA、BITなどで義務を負っていないが、締約国の規制・制度への影響が軽微な項目

このグループの項目で、日本の規制・制度への影響が軽微なものは、⑨競争政策、⑬環

境、⑭労働、である。⑨については国際的な調和が進んでおらず、TPP 競争章の主なねらいは、各締約国が自国の競争法・競争政策を誠実に執行することを前提として、締約国の競争秩序に影響のある域外の反競争的慣行の規制と執行に関して、締約国の規制当局間の協力を定める（管轄権調整と執行協力）ことに置かれるからである。ただし、2. の（2）（d）や（3）（b）で見たように、自国公企業の競争制限的な慣行の規制を締約国に求める規定が導入されれば、民営化後のゆうちょ銀行やかんぽ生命保険に対する優遇措置の是正が求められる可能性がある。⑬と⑭は、TPP の途上締約国における環境法や労働法の遵守と執行の強化を求めることがねらいであり、国際的に見て高水準にある日本の環境法制や労働法制への影響は軽微である。

これに対して、⑨、⑬、⑭はいずれも、TPP の途上締約国への影響が大きい。特に、市場経済体制への移行過程にあるベトナムにおいては、国営企業への優遇が多く分野で存在しており、ベトナムはこれらの是正を求められることになるだろう。

(c) 締約国が WTO や FTA/EPA、BIT などですでに義務を負っているが、締約国の規制・制度への影響が大きい項目

このグループの項目で、日本の規制・制度への影響が大きいのは、①の中の農林水産品の関税の削減・撤廃、⑧の知的財産権に関して WTO の TRIPS 協定や既存の EPA 知的財産権章よりも広範囲・高水準の保護が義務付けられるもの（TRIPS プラス、EPA プラス）、⑩のサービス分野で GATS 約束表や既存の EPA 約束表以上の自由化を約束する分野（GATS プラス、EPA プラス）、である。特に、TPP は原則としてすべての製品の関税を削減・撤廃することを目指しており、日本がこれまで EPA でも関税削減から除外してきたコメその他の農産品についても、関税の削減・撤廃を求められる可能性が高い。サービス分野では、医療サービスや金融サービスの分野で、外資への開放を求められる可能性がある。ただし、これらの市場アクセス改善は、TPP 締約国に一律に課される義務ではなく、締約国間の交渉を通じて各締約国が個別に負う義務である。例えば、コメその他の農産品について除外品目が一切認められないかどうか、関税撤廃までの経過期間がどれほど認められるかは交渉次第である。知的財産権に関する TRIPS プラス、EPA プラスの規定としては、著作権保護期間の延長（著作者の死後 50 年という現行の保護期間を 70 年にする）、著作権・商標侵害に対する執行の強化などが TPP 交渉で議論されている模様であり、これらを実現した場合には日本の関係法制の改正が必要となる。

他の締約国にとっても事情は日本の場合と基本的に同じである。特に、途上締約国は農林水産品の関税率が概して高く、サービス分野の市場開放も進んでいない。また、知的財産権保護に関する TRIPS プラス、FTA プラスをこれまでに認めた例も多くない。したがっ

て、これらの項目の途上締約国の規制・制度への影響は日本よりも大きくなるだろう。

(d) 締約国が WTO や FTA/EPA、BIT などですでに義務を負っているが、締約国の規制・制度への影響が軽微な項目

このグループの項目で、日本の規制・制度への影響が軽微なものは、①の中の繊維・衣料品と工業製品の関税削減・撤廃、③貿易円滑化、④SPS、⑤TBT、⑥貿易救済措置、⑦政府調達、⑩のサービス分野で GATS 約束表や既存の EPA 約束表ですでに自由化しているもの、⑫投資である。日本は農産物以外の産品についてはすでに大半の関税率を低く設定しており、TPP によりさらに関税の削減や撤廃を求められるものは少ない。政府調達市場やサービス貿易の開放についても同様である。貿易円滑化については、日本は WCO の改定議定書を超える義務を EPA で負っており、TPP がそれを上回る義務を設定するとは考えにくい。SPS と TBT に関しては、TPP は WTO の SPS 協定と TBT 協定上の義務を再確認するに留まり、新たな義務を課される可能性は低い。貿易救済措置についても同様である。投資に関しては、日本の過去の BIT や EPA 投資章で規定されている内容を上回る投資の保護や自由化を求められる可能性はあまり高くないだろう。国内では、投資家と受入国との紛争を仲裁で解決する方式が導入されることに対して、賛否の議論が行われているが、この方式は日本が過去の BIT や EPA 投資章ですでに採用してきたものである。

これに対して、特に途上締約国にとっては TPP で繊維・衣料品と工業製品に関するさらなる関税削減・撤廃を求められる可能性がある。同様に、TPP 交渉参加国の多くは WTO の政府調達協定に加入していないので、TPP 政府調達協定交渉により政府調達市場の開放を求められる可能性が高い。サービス分野についても同様である。また、貿易円滑化については、多くの途上締約国が新たに義務を負うことになる。これに対して、SPS、TBT と貿易救済措置については、TPP が WTO の関連協定を上回る義務を設定することは考えにくいので、他の締約国への影響は軽微であろう。投資についても、途上締約国を含め TPP 締約国はすべてすでに BIT や FTA で投資の保護と自由化について義務を負っており、TPP に参加することで新たな義務を負う可能性は高くないだろう。

以上をまとめると、TPP の日本および他の締約国の規制・制度への影響は以下の通りである。

表 5-5 TPP の日本および他の締約国の規制・制度への影響

	TPP の項目	影響大		影響軽微	
		日本	他締約国	日本	他締約国
WTO、BIT、FTAに規定なし	原産地規則	○	○		
	電子商取引	○	○		
	制度的事項	○	○		
	分野横断的事項	○	○		
	競争政策	△*1	○		
	環境		○	○	
	労働		○	○	
WTO、BIT、FTAに規定あり	産品市場アクセス（農林水産品）	○	○		
	サービス	△*2	○		
	知的財産権（TRIPS プラス、EPA プラス）		○	○	
	産品市場アクセス（繊維・衣料品、工業品）		○	○	
	貿易円滑化		○	○	
	SPS			○	○
	TBT			○	○
	貿易救済措置			○	○
	政府調達		○	○	
	投資			○	○

*1 公企業（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）への競争法の適用。

*2 医療・金融サービス市場の開放（サービス市場アクセス交渉の結果による）。

（出典：筆者作成）

表 5-5 から得られる結論は、TPP に日本が参加した場合の規制・制度への影響は概して軽微であるのに対して、他の締約国の規制・制度への影響は概して大きいということである。WTO や過去の BIT、EPA ですでに義務を負っている項目については TPP により日本の規制・制度に大きな影響が及ぶ可能性は低い。また、WTO や過去の BIT、EPA で義務を負っていない、新規の項目についても、日本の規制・制度への影響が大きい項目の多くは、政府の市場への介入を減らし、市場を活性化する方向での影響である（電子商取引、制度的事項、分野横断的事項、競争政策）。これらの中には、規制・制度間整合のように、日本の規制・制度のあり方に大きな変革をもたらす可能性があるものが含まれているが、筆者は、日本の競争力を維持し、強化する上で、規制・制度間整合はプラスの効果を持っていると考えている。日本独自ではこのような方策の導入は考えにくいので、TPP への参加をきっかけとして、日本の規制・制度のあり方に大きな変革を導入することを積極的に支持したい。

他方で、TPP の他の締約国、特に途上締約国の規制・制度への影響は概して大きいことに注目すべきである。日本の TPP 参加は、日本の規制・制度改革というよりは、途上締約国の規制・制度のあり方を見直し、これを広範囲かつ高水準の規制・制度の国際的調和と国際標準化に向かわせる重要なステップと見るべきであろう。

（3）規制・制度改革手段としての TPP の限界

このように、筆者は、TPP を日本のみならず締約国全体の規制・制度改革のための重要かつ有効な手段と考えている。しかし、規制・制度改革手段としての TPP にもいくつかの限界があることに注意する必要がある。第1に、TPP がカバーしていない分野の規制・制度改革には TPP は無力である。例えば、TPP は公的医療保険制度を含む社会保障制度には立ち入らない。⁶⁴ また、商用関係者のビザの発給や審査に関わる事項を除いて、締約国の出入国管理政策に関わる事項も交渉の対象外である。日本に十分な雇用を確保するための規制・制度改革（外国人労働者の受入れ、雇用・労働法制の見直し）は、日本が独自に進めてゆくしかない。工業製品や食品の基準・認証制度の国際的調和に関連して、日本発技術を国際標準にするための戦略も、TPP 以外のフォーラムを通じて立案し実行してゆく必要がある。

第2に、分野によっては、TPP を通じた規制・制度改革が規制・制度の国際的調和と国際標準化の動きに逆行するおそれがある。特に、原産地規則に関しては、TPP を含め、個別の EPA ごとに異なる原産地規則が策定されており、企業が EPA を活用してグローバルなサプライチェーンを構築しようとしても、行政コストがかかり過ぎて十分な活用が困難になるおそれがある（spaghetti bowl ないし noodle bowl）。⁶⁵

第3に、規制・制度改革に関わる TPP の規定が適用されるのは TPP 締約国間の貿易や投資に限られており、それが規制・制度の国際的調和と国際標準化に資するかどうかは、今後、TPP に参加する国がどれだけ増えるか、さらに、TPP に盛り込まれた規定が他の FTA でも参照され、グローバル・スタンダードとして定着してゆくかどうかにかかっている。

（4）TPP の将来

TPP は過去の大半の FTA と異なり、開かれた FTA である。TPP の元となったニュージラランド、シンガポール、ブルネイ、チリの中の環太平洋戦略的経済連携協定（P4 と略称される）は、すべての APEC 加盟国あるいはその他の国の加入に対して開かれていることをうたっていた。⁶⁶ 現在の TPP 交渉はこの加入条項に基づく交渉である。TPP にも同様の加入条項が設けられることが予定されているので、TPP の参加国は他の APEC 加盟国やそ

れ以外の地域に拡大する可能性がある。さらに、TPP の参加国が今後 FTA を締結するに当たって、TPP の内容をモデルとして参照し、FTA に反映させることを通じて、TPP の内容が事実上のスタンダードとして広まってゆくことも考えられる。日本にとっては、TPP 交渉への参加を早期に決断し、交渉に日本の利害を反映させて広範囲かつ高水準の規制・制度改革を実現してゆくとともに、今年中に開始が予定されている EU との EPA 交渉や日中韓 EPA 交渉に TPP の内容を反映させてゆく戦略をとることが重要である。そして、参加国の拡大と他の FTA での参照を通じて TPP の内容を事実上のグローバル・スタンダードとして定着させてゆくことを目指すべきである。それは、加盟国が増えて交渉妥結が難しくなっている WTO の現状に照らすと、中長期的に多国間でグローバルな規制・制度改革を実現してゆくための現実的かつ有効な方策である。

むすび

本章は、日本の経済力と競争力を維持し、強化するためには国内の規制・制度改革が不可欠であること、そして、規制・制度改革を確実に推進するためには、日本が自発的に規制・制度の見直しを進めるだけでは不十分で、規制・制度改革に関する主要国との二国間協議、EPA や TPP などの二国間および地域的な自由貿易協定を通じた規制・制度改革、WTO を初めとする個別の規制分野における多国間のフォーラムを通じた国際的な規制・制度の調和と国際標準の獲得など、多様なレベルの規制・制度改革を重層的に活用して実行する必要があることを論じた。具体的には、本報告書が取り扱った日本の競争力維持・強化のための政策課題の1つである貿易・投資の自由化と拡大のために必要な規制・制度改革を詳細に検討し、それらの推進のための重層的な戦略を提示した。そして、規制・制度改革の推進力として今日の日本にとって戦略的な重要性が最も大きい TPP を通じた規制・制度改革とその限界を検討した。

以上の検討を踏まえて、最後に、日本が規制・制度改革のための重層的な戦略を構築し推進してゆくために必要な今後の課題を、政策提言としてまとめる。

第1に、TPP を規制・制度改革のための重層的な戦略の中核に据えるべきである。規制・制度改革のフォーラムとしての WTO が機能不全に陥っている現状で、国際的調和と国際標準化を念頭に置いた規制・制度改革の推進手段としては、二国間あるいは地域的な EPA が最も重要である。TPP は、アジア太平洋全域をカバーする広域 FTA を志向し、域内、域外を問わずすべての国に開かれており、そこに盛り込まれる内容が広範囲の規制・制度分野における高水準の国際的調和・国際標準化を志向している点で、他の EPA よりも格段に重要な規制・制度改革の推進手段である。TPP に盛り込まれた規制・制度改革の内容が将

来のグローバル・スタンダードに発展する可能性を見据えて、積極的に交渉に参加し、日本の活性化につながる規制・制度改革をそこに盛り込んでゆくことが重要である。

第2に、それと同時に、WTOを初めとする多国間のフォーラムを通じた規制・制度の国際的調和と国際標準化の動きで主導権を発揮してゆくことが肝要である。グローバル化が進む今日の世界では、規制・制度改革の多くは規制の国際的調和と国際標準化を通じて実現される。米欧が規制の国際的調和と国際標準化の動きを主導するという構図を変えることが、規制・制度改革の実現にとって死活的に重要である。そのために必要なのは、グローバル・スタンダードとして認められ、受け入れられる規制・制度改革の提案を積極的に発信してゆく能力（ソフト・パワー）である。第2次世界大戦の敗戦から再出発し、短期間のうちに高度経済成長を達成して経済大国になった日本の規制・制度体験は、多くの途上国にとって魅力的なモデルを提供する可能性がある。しかし、そのためには、日本の規制・制度体験、そして、日本の体験から多くを学んで経済成長を達成した東アジア諸国の規制・制度体験を深く考察し、理論化して、他の地域の国にも適用可能な規制・制度のモデルとして提示することが必要である。この点で、日本の社会学者が果たすべき役割は大きいだろう。

第3に、TPPを初めとするEPAを通じた規制・制度改革、WTOを初めとする多国間のフォーラムを通じた規制・制度の国際的調和と並んで、日本独自での規制・制度改革、米欧や中国などの主要国との協議を通じた規制・制度改革を同時に進め、重層的な規制・制度改革の戦略を構築し実行する必要がある。重層的な規制・制度改革戦略の各要素がカバーする分野は完全には重複しない。これらを組み合わせ、総合することによって、日本の競争力を維持し強化するための規制・制度改革が可能となる。

－ 注 －

¹ 国際標準 (international standards) という言葉は、工業製品の基準 (industrial standards) で世界的に通用しているものを指す意味で用いられることがある。例えば参照、International Organization for Standardization (ISO), About ISO. <<http://www.iso.org/iso/about.htm>> しかし、本章では、より広く、規制・制度の国際的調和 (international harmonization) において、調和ないし収れん (converge) する規制・制度の内容を指す概念として、国際標準という言葉を用いる。

² 参照、中川淳司『経済規制の国際的調和』(有斐閣、2008年) 374-375頁。

³ 「包括的経済連携に関する基本指針」、2010年11月9日閣議決定。
<<http://www.npu.go.jp/pdf/20101109/20101109.pdf>>2012年2月6日アクセス。

⁴ 「日本再生の基本戦略～危機の克服とフロンティアへの挑戦～」、2011年12月24日閣議決定、8頁。
<<http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20111226/20111224.pdf>>2012年2月6日アクセス。

⁵ 同前、12頁。

⁶ 参照、行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」ホームページ。
<<http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/index.html>>2012年2月6日アクセス。

⁷ 日本の規制・制度改革の歴史を概観した文献として、例えば参照、OECD ed., *Regulatory Reform in Japan*

- (Paris: OECD, 1999). (邦訳：山本哲三訳『成長か衰退か：日本の規制改革』(日本経済評論社、1999年))；江藤勝『規制改革と日本経済』(日本経済評論社、2003年)第2章。
- ⁸ 第二臨調による民営化について、参照、飯尾潤『民営化の政治過程 臨調型改革の成果と限界』(東京大学出版会、1993年)。
- ⁹ 規制緩和委員会(1998年～)、規制改革委員会(1999年～)、総合規制改革会議(2001年～)、規制改革・民間開放推進会議(2004年～)、規制改革会議(2007年～)。
- ¹⁰ 規制緩和推進計画(1995年7月31日閣議決定)、規制緩和推進3ヵ年計画(1998年3月31日閣議決定)、規制改革推進3ヵ年計画(2001年3月30日閣議決定)、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(2004年3月19日閣議決定)、規制改革推進のための3ヵ年計画(2007年6月22日閣議決定)。行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会は、2010年6月15日に、特定分野や個別事項に関する規制改革の対処方針をまとめた第一次報告書を提出し、これを踏まえた「規制・制度改革に係る対処方針」が同年6月22日に閣議決定されたが、2011年3月の東日本大震災を踏まえて対処方針の見直し・追加が行われ、2011年7月22日に「規制・制度改革の追加方針」として閣議決定された。参照、行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」ホームページ、前掲注6。
- ¹¹ 「規制・制度改革に係る対処方針」に挙げられた改革項目のリストで、所管官庁に挙がっていない省庁は防衛省と国家公安委員会だけである。
- ¹² 電電公社の民営化を勧告した臨時行政改革推進審議会の座長であった加藤寛の発言として、Vogelが引用した次の一節は、このことを端的に示す。
「われわれがいちばん気にしていたのは、それが世界的な流れになるかどうか、ということだった。ほんとうに世界的な流れになるなら、乗り遅れてはいけないと思った」。
(Steven K. Vogel, *The Transformation of the Japanese Economy – The Political Battle over Deregulation* (Ithaca: Cornell University Press, 1996). (邦訳：岡部曜子訳『規制大国日本のジレンマ』(東洋経済新報社、1997年)23頁)。
- ¹³ 参照、中川淳司「対外経済政策 日米構造協議から東アジア共同体へ」東京大学社会科学研究所編『失われた10年』を超えてII：小泉改革への時代』(東京大学出版会、2006年)313-340頁、317-319頁。
- ¹⁴ 参照、外務省、日EU規制改革対話。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index_c.html>2012年2月7日アクセス。
- ¹⁵ Vogel、前掲注12、22-26頁。
- ¹⁶ 例えば参照、八代尚宏『規制改革「法と経済学」からの提言』(有斐閣、2003年)16-17頁。
- ¹⁷ グローバル化の進展に伴う規制競争の激化についての優れた理論的考察として、参照、Dale D. Murphy, *The Structure of Regulatory Competition: Corporations and Public Policies in a Global Economy* (Oxford: Oxford University Press, 2004); Daniel W. Dresner, *All Politics is Global: Explaining International Regulatory Regimes* (Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2007)。
- ¹⁸ 参照、OECD, *The OECD Report on Regulatory Reform, Volume 1: Sectoral Studies, Volume 2: Thematic Studies* (Paris, OECD, 1997). (邦訳山本哲三・山田博監訳『世界の規制改革 上・下』(日本経済評論社、2000年、2001年)。
- ¹⁹ 例えば、日本の規制改革に関する調査報告および追跡調査報告として、以下を参照、OECD、前掲注7；OECD ed., *The OECD Reviews of Regulatory Reform – Regulatory Reform in Japan* (1999) (Paris: OECD, 2004). (邦訳：山本哲三監訳『脱・規制大国日本：効率的な政府をめざして』(日本経済評論社、2006年)。
- ²⁰ WTOを通じた規制の国際的調和について参照、中川、前掲注2、2章～5章。
- ²¹ ガットの時代に8回行われた多角的関税交渉(ラウンド)では、少数の主要貿易国が非公式に協議して(会合に用いられた部屋の壁の色にちなんでGreen Room会合と呼ばれた)合意した結果を全体会合でコンセンサスにより採択するという意思決定方式が通常とられた。参照、Bernard M. Hoekman & Michel M. Kostecki, *The Political Economy of the World Trading System: The WTO and Beyond, 3rd Edition* (Oxford: Oxford University Press, 2009), pp.67-68.
- ²² 1996年のWTO第1回閣僚会合(シンガポール)の閣僚宣言は、投資、競争政策、政府調達の高透明性と貿易円滑化をWTOの下で開始される第1回の多角的通商交渉(ドーハ交渉)の議題に加えるための検討を始めることを宣言した。しかし、これに対しては途上国の反対が強く、結局、2004年8月の一般理事会で貿易円滑化を除くテーマはドーハ交渉の議題から除くことが決まった。
- ²³ 参照、WTO, *Regional Trade Agreements*. <http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm>2012年2月7日アクセス。
- ²⁴ 参照、外務省、経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>>2012年2月8日アクセス。
- ²⁵ ①の労働力の確保と若年雇用の改善と④の人材の育成と活用という政策課題の達成のためには、雇用

者（企業）の採用・人事システムの見直し、大学その他の高等教育機関の教育内容や人材育成のあり方の見直しと並んで、雇用法制や社会保障制度、出入国管理法制の見直しなどの規制・制度改革が不可欠である。②の貿易の自由化と国内投資の拡大のために必要な規制・制度改革については本文で詳しく検討する。

- ²⁶ 2010年未現在で、世界で結ばれたBITの総数は2807に上る。参照、UNCTAD, *World Investment Report* (Geneva: UNCTAD, 2011), p.100.
- ²⁷ 投資紛争仲裁は、受入国と外国投資家間の紛争を、受入国の国内裁判手続ではなく仲裁によって解決する手続である。紛争が受入国の国内裁判手続に持ち込まれた場合、国によっては裁判手続の完了まで時間がかかったり、手続の公正さが保証されないなどの問題が生じることがある。仲裁は紛争当事者が合意により仲裁人を選任し、準拠法も当事者の合意によって決定される。また、仲裁判断は終局的とされるのが通例であり、紛争解決までの時間は国内裁判手続よりも短い。そのため、BITやEPA投資章では、仲裁を標準的な紛争解決手続とするものが多い。
- ²⁸ 参照、経済産業省通商政策局編『2011年版 不正貿易報告書』（日経印刷株式会社、2011年）588-592頁。
- ²⁹ 参照、外務省、投資。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html>>2012年2月8日アクセス。
- ³⁰ 参照、経済産業省通商政策局編、前掲注28、593頁、図表5-4。
- ³¹ 参照、WTO, Government Procurement. <http://www.wto.org/english/tratop_e/grop_e/gproc_e.htm>2012年2月8日アクセス。なお、WTO政府調達協定は2011年12月に改訂され、締約国の政府調達市場開放義務の拡大（開放の対象となる調達基準額の引下げ）と透明性の一層の向上が図られた。参照、WTO, “Historic deal reached on government procurement,” *WTO News*(15 December 2011). <http://www.wto.org/english/news_e/news11_e/gro_15dec11_e.htm>2012年2月8日アクセス。
- ³² 参照、経済産業省通商政策局編、前掲注28、657-659頁。
- ³³ 参照、新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）41-42頁。 <http://www.npu.go.jp/policy/policy04/pdf/04/06/2-1--917_shinseityousenryaku_honbun.pdf>2012年2月8日アクセス。
- ³⁴ パフォーマンス要求とは、投資受入国が外国投資家の活動に対して課する様々な要求の総称である。例えば、投資家が受入国で製造する工業製品について一定割合以上の部品を受入国国内産品で調達することを義務づけるローカルコンテンツ要求、外国投資家の出資比率に制限を設ける出資比率要求、外国投資家が製造する製品に輸出ノルマを課することなどが挙げられる。
- ³⁵ 参照、経済産業省通商政策局編、前掲注28、727-738頁。
- ³⁶ 日本の法制度整備支援を担当する代表的な政府部門は法務省法務総合研究所国際協力部である。参照、法務省、国際協力部による法制度整備支援活動。<http://www.moj.go.jp/houseouken/houso_lta_lta.html>2012年2月8日アクセス。
- ³⁷ 参照、経済産業省、相互承認INDEX。 <<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/mrarenew/MRindex.htm>>2012年2月9日アクセス。
- ³⁸ 参照、World Customs Organization, The Revised Kyoto Convention. <http://www.wcoomd.org/home_pfoverviewboxes_tools_and_instruments_pfrevisedkyotoconv.htm>2012年2月8日アクセス。
- ³⁹ 参照、International Competition Network, ICN Factsheet and Key Messages, April 2009. <<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/uploads/library/doc608.pdf>>2012年2月9日アクセス。
- ⁴⁰ 参照、経済産業省、国際標準化戦略目標、2006年11月29日。 <http://www.meti.go.jp/policy/standards_conformity/files/sennryakumokuhyo.pdf>2012年2月9日アクセス。
- ⁴¹ 参照、財務省、我が国の租税条約ネットワーク。 <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/182.htm>2012年2月8日アクセス。
- ⁴² 参照、厚生労働省、海外で働かれている皆様へ（社会保障協定）。 <<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>>2012年2月8日アクセス。
- ⁴³ 2012年2月現在のWTOの加盟国数は153である。2011年12月の第8回閣僚会合でロシア、サモア、バヌアツ、モンテネグロの加入申請が承認された。これらの国は、国内手続で加入を批准し、そのことをWTOに通報して30日が経過した後にWTO加盟国となる。
- ⁴⁴ 米国のアンチダンピング法令・措置に対する日本のWTO紛争解決手続への申立案件の標題と事件番号は以下の通りである。米国の1916年アンチダンピング法（DS162）、米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置（DS184）、米国1930年関税法改正条項（バード修正条項）（DS217）、米国サンセット条項（DS244）、米国のアンチダンピング行政見直し等におけるゼロイング（DS322）、米国のアンチダンピング行政見直し等におけるゼロイング（履行確認パネル）（DS322）。

- ⁴⁵ 知的財産戦略会議、「知的財産戦略大綱」2002年7月3日。
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>>2012年2月10日アクセス。
- ⁴⁶ 「雇用政策基本方針 - すべての人々が能力を発揮し、安心して働き、安定した生活ができる社会の実現 -」2008年2月29日、厚生労働省告示第40号、3(2)[3]。
<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0229-1.html>>2012年2月10日アクセス。
- ⁴⁷ 例えば参照、衆議院調査局法務調査室「外国人研修・技能実習制度の現状と課題」この文献は衆議院のウェブサイトに掲載された電子媒体の報告書です。2008年1月、266-267頁。
<http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.hsf/html/rchome/Shiryo/houmu_200801.pdf>2012年2月10日アクセス。
- ⁴⁸ 参照、国際研修協力機構（JITCO）、ストップ不適正事例（適正実施ガイド）。
<<http://www.jitco.or.jp/stop/index.html>>2012年2月10日アクセス。
- ⁴⁹ 日本経団連は、2010年4月に公表した提言「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略2010」の中で、世界各国で法人税率の引き下げ競争が行われているとして、日本の法人実効税率を国際水準（30%程度）まで引き下げることが提案している。参照、日本経団連「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連成長戦略2010」この文献は日本経団連のウェブサイトに掲載された電子媒体の文書です。2010年4月13日124-125頁。
<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/028/honbun.pdf#page=101>>2012年2月10日アクセス。
- ⁵⁰ 参照、アジア拠点化・対日投資促進会議、「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」
<<http://www.invest-japan.go.jp/jp/fdip/files/asia-ij/siryou2-1.pdf>>2012年2月11日アクセス。
- ⁵¹ 外為法27条に基づく事前届出の審査により、海外企業の対日投資が中止された例として、Jパワー事件がある。これは、2008年1月に英国の投資ファンドが電源開発株式会社（Jパワー）の株式を20パーセントまで買い増す計画を届け出たのに対して、財務大臣および事業所管大臣である経済産業大臣が、「公の秩序を妨げるおそれ」があるとして、株式取得の中止を勧告し、投資ファンド側が勧告の応諾を拒否したため、政府が投資の中止を命じたものである。参照、古城誠「TCIファンドによるJパワー株式の取得 - 外為法と外資規制」『法学教室』337号（2008年）8-12頁。
- ⁵² 個別の業法などによる対内直接投資規制としては、電気通信分野の電波法（5条1項。外国法人等に無線局の免許を与えない。）、放送法（52条の8第1項。上場する一般放送事業者等について、帰結権の5分の1以上を外国人等が占めるに至った場合、当該事業者は、外国人によるさらなる株式取得に対して、株主名簿の名義書き換え請求を拒むことができる。また、同条3項により、係る外国人による議決権の行使は認められない。）、NTT法（6条。NTTの外国人等議決権割合を3分の1に制限する。）、内航海運分野の船舶法（3条。内航海運業から外国企業を排除する。）、鉱業法（17条。条約に特別の定めがある場合を除き、日本国民または日本法人以外が鉱業権者になることを認めない。）が挙げられる。
- ⁵³ 改正は、加盟国の3分の2が受諾した後、30日目に発効することになっている。
- ⁵⁴ 参照、内閣府、チャンス：政府調達苦情処理体制（CHANS: Office for Government Procurement Challenge System）。<http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html>2012年2月11日アクセス。
- ⁵⁵ 参照、前掲注49、5頁。
- ⁵⁶ 参照、ジェトロ、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）。<<http://www.jetro.go.jp/invest/ibsc>>2012年2月11日アクセス。
- ⁵⁷ 中川淳司「TPPで日本はどう変わるか？ 第1回～」『貿易と関税』2011年7月号から全12回の予定で連載中。
- ⁵⁸ 内国官房他「TPP協定交渉の分野別状況」2011年10月
(<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf>2012年2月11日アクセス)に基づいて、筆者がまとめた。
- ⁵⁹ yarn forward ルールは、締約国原産の原糸（yarn）を使用した繊維・衣料製品のみを締約国原産とみなして特恵税率を適用する規則である。米国の繊維・衣料産業がTPPでの採用を強く求めている。参照、「Apparel, Textile Organizations Urge Yarn-forward Rule in TPP,」*Textile News*(13 September 2011).
<http://www.textileworld.com/Articles/2011/September/Apparel_Textile_Organizations_Urge_Yarn_Forward_Rule_In_Tpp.html>2012年2月12日アクセス。
- ⁶⁰ 参照、経済産業省通商政策局編、前掲注28、681-704頁。
- ⁶¹ 例えば参照、Center for Strategic & International Studies (CSIS), *The Significance of the Trans-Pacific Partnership Negotiations*. (24 January 2012).
<<http://www.csis.org/publication/significance-trans-pacific-partnership-negotiations>>2012年2月12日アクセス。
- ⁶² 米国は、2011年3月から4月にかけて行われた第6回TPP交渉に規制の整合性に関する条文案を提出

した。TPP 交渉参加国は交渉で提出された条文案その他の文書を公開しないことを申し合わせており、この条文案も公開されなかった。ところが、2011 年 10 月に規制の整合性に関する米国の条文案が複数のメディアにリークされ、その内容が明らかになった。参照、“Leaked TPP Proposals Show U.S. Positions on IPR, Regulatory Coherence, Medicinal Access,” *Inside U.S. Trade*, Issue of 24 October 2011.

⁶³ 参照、OECD, *OECD Reviews of Regulatory Reform – Australia: Towards a Seamless National Economy* (Paris: OECD, 2010).

⁶⁴ 参照、「混合診療は TPP で対象外 米政府、日本に非公式伝達」2012 年 1 月 23 日共同通信。47News。<<http://www.47news.jp/CN/201201/CN2012012201001643.html>>2012 年 2 月 12 日アクセス。

⁶⁵ 多数の国が参加する FTA である TPP で共通の原産地規則が採用されれば、締約国間の製品の貿易については共通の原産地規則が適用されるので、FTA ごとに原産地規則が異なることによる不都合は回避される可能性がある。しかし、TPP 加盟国の間で過去に締結された FTA の譲許表とそれに適用される原産地規則は存続する可能性があるため、TPP 締結後の締約国間の貿易関係でも、TPP 原産地規則と過去の FTA の原産地規則のいずれを適用するかが問題となり、本文で指摘した spaghetti bowl ないし noodle bowl の問題が発生する可能性がある。

⁶⁶ 参照、P4、第 20.6 条 1 項。P4 のテキストについては以下を参照、New Zealand Ministry of Foreign Affairs & Trade, *Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, Understanding the P4 – The Original P4 Agreement, Text of the Agreement*.

<<http://mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/2-Trade-Relationships-and-Agreements/Trans-Pacific/4-P4-Text-of-Agreement.php>>2012 年 2 月 20 日アクセス。